

「ソドムの罪」は同性愛か

——「他の肉を追い求める」(ユダ七節)をめぐる——

辻 学

序 問題の所在

「ユダの手紙」の著者は、論敵である「不信心な者たち」(四節)に対する神の裁きが確實であることを論証するために、旧約から三つの例を挙げている(五―七節)。五節は、出エジプトの際の出来事(民一四・二六―三七)を指しており、六節は、創世記六・一―四に基づく伝承である。続く七節は、「ソドムやゴモラ、またその周辺の町」に対して下された神の罰に言及しているのだが(創一九・四―一九参照)、その罰の原因は、これらの町が、「この者たちと同様に姦淫をなし、他の肉の後を追い求めた」(私訳)ことにあるとユダ書は述べている。

釈義の際に問題となるのは、この「他の肉の後を追い求める」という表現が何を意味しているのかということである。

新約聖書の、最も新しい日本語訳である、岩波書店版『新約聖書』(全五巻)の中で、ユダ書の翻訳を担当している

「ソドムの罪」は同性愛か

小林稔は、当該箇所を「(同性の) 異なる肉(体)を追い求めた」と敷衍して訳し、次のような註を付している——
 『普通には『不自然な肉の欲の満足』(新共同訳)、男同上の同性愛と考えられている』⁽¹⁾。

しかし、この表現を、男同上の同性愛への言及と解するのが「普通」であるかどうかには、議論の余地がある。ユダ書に関する最も新しい日本語の註解は、速水敏彦が、『新共同訳・新約聖書注解』の中で担当しているものだが、速水は、「これは異教の人々の間でよく行われていたホモ・セックスを意味すると一般に解釈されている」としながらも同時に、「『六節の』墮落した天使たちが人間の娘を追いまわした行為とソドムの町の人々が二人の天使を追求した行為との並行、すなわち、両者とも『異なった肉体』を追い求めている点に著者は注目していたのかもしれない」とも記している。⁽²⁾

実際、この表現をめぐる研究者の見解は、幾人かの例外を除けば、同性愛への言及と取るか、天使の「異なる肉体」との性行為と見るかの二つに大別される。そこで本稿では、この「他の肉の後を追いかける」という表現でユダ書の著者がどちらを意味しようとしているのか、あるいはまた別の意味がこの表現には込められているのかを、伝承史的背景およびユダ書の文脈を考慮しながら検討したい。以下の考察は、ソドムとゴモラおよび周辺の町々に対して下された神の罰を、同性愛の故であるとする見解が、決して自明ではないことを明らかにするであろう。

I. 「ソドムとゴモラ」の伝承史

前述のように、「他の肉を追い求める」という表現をめぐる研究者の意見は分かれている。興味深いのは、英語圏の研究者には、ここに同性愛への言及を読み取る傾向が強いこと⁽³⁾で、逆に、ドイツ語圏の研究者は、天使との性交と解

積することが多い。⁽⁴⁾その他の解釈としては、「姦淫」を、偶像崇拜（「神からの離反」の意味に解し、「他の」肉」とは、人間の社会を指すと考えるもの、⁽⁵⁾また、そもそも性的な不道徳が考えられているのではないとする見解もある。⁽⁶⁾考察の便宜上、以上の諸見解に番号を付して、次のように整理しておこう。

①同性愛

②天使の（人間とは異なる）肉体との性交

③偶像崇拜

④性的な意味合いではない

①を支持する研究者の殆どは、とくにその根拠を挙げていない。おそらく、創世記一九章の記事を読めば、そのように解釈できること、そして、「ソドミー」(sodomy)という単語が、英語で「男色」を意味することから、自明であるかのように考えられているのである。⁽⁷⁾

典拠を挙げて①を支持するのは、ピラーベックの註解である。⁽⁸⁾ここでは、以下の箇所が典拠とされている――スラブ語エノク一〇・四以下、ヨベル一六・五―六、二〇・五、ナフタリ遺訓四章、ベニヤミン遺訓九章、ヨセフス『古代史』I・一一・一、創世記ラッバー五〇(三二a)、同二六(二六d)、タンフマ(プーバー版) 〓三三 § 二二(四九b)、タルゲム・エルシャルミI・創一九・五。

しかしながら、ここに挙げられている箇所のすべてが、ソドムの（および他の町の）人々の「同性愛」について述

「ソドムの罪」は同性愛か

べているわけではない。

スラブ語エノク書には、小本と称される写本群Bと、広本と称される写本群Aとがあり、このうち、より古いのは小本Bの方であることが、最近の研究で明らかになっている⁽¹⁹⁾。そして、ここで問題になっている一〇・四においてソドムに言及しているのは、後代の拡充を多く含んでいる広本の方なのである。従ってこの箇所は、元来の文書が成立したと考えられている紀元後一世紀よりもずっと後代の挿入である可能性が非常に高い。だとすれば、この箇所を、ユダ書の伝承史的背景として考慮に入れることはできなくなる。

ヨベル一六・五―九は、「ソドムとゴモラとゼボイムとヨルダンの全域」に言及しているが(五節)、ここでは、同性愛ではなく、「淫行」が全体として問題にされている。二〇・五でも、問題にされているのは淫行・姦淫であって、同性愛が特に問題とされているわけではない。

「十一族長の遺訓」からは、ナフタリ遺訓四章と、ベニヤミン遺訓九章が挙げられている。しかしこのうち、ナフタリ遺訓四章の方は、「ソドムの全ての悪」について語っているのであって、同性愛を特に問題にしているわけではない。ナフタリ遺訓で、この関連において挙げられるべき箇所はむしろ、三・四―五であろう。ここでは、ソドムの人々が「自然の秩序を変えた」(*Evri'at'kan ta'iv qodes' av'its*)と言われており、これを、同性愛に対する非難と解釈する人々がいる⁽²¹⁾。しかしここでは、創世記六・一―六の「警護者」(「天使たち」)も、同様に「自然の秩序を変えた」とされているのであるから、むしろ、天使と人間の相違という「自然の秩序」に反した罪が言われていると解する方が適切であろう。とすれば、この箇所はむしろ、②の解釈を支える典拠ということになる。

ヨセフスからの典拠(『古代史』I・一一・一)もピラーベックは挙げているが、当該箇所ではピラーベックが *Sicut*

der Päderastie ergaben” (少年愛に耽った)と訳しているテキスト τὸς ἄλλους ὁμοίως ἐκτελεσθαι は、「他の人々に対する関係を拒む」ということであり、これを「少年愛」に結びつけて訳すのは無理である。⁽¹²⁾

ベニヤミン遺訓九章の方は、ソドムの姦淫について述べているだけであって、同性愛への言及をここから読み取ることはできない。

さらに、ピラーベックが挙げている、ラビ文献からの典拠は、同性愛そのものを問題にしているというよりも、旅人に対する(性暴力を含む)暴力的な振舞いを、ソドムの罪として取り上げているものである。⁽¹³⁾

このように、ピラーベックの註解が挙げている箇所はいずれも、①の解釈をはっきりと支持するものではない。

実際、旧約・ユダヤ教の文献の中には、ソドム・ゴモラ(および周辺の町)を、同性愛の行為の故に罪ありとする箇所は極めて少ないのである。⁽¹⁴⁾典拠として挙げうるのはせいぜい、アレクサンドリアのフィロン(Abr 135f: Quæsti in Gn 4.37)くらいしかない。

それでは、なぜ「ソドム」という名が、同性愛と結びつけて語られるようになったのか、という疑問が当然起こるのである。これは、アウグステイヌスに負うところが大きいようである。アウグステイヌスは、『神の国』一六・三〇において、ソドムの邪悪さの例として、男性の同性愛(stupra in masculis)だけを挙げている。⁽¹⁵⁾前述した、我々の箇所を同性愛への言及と考える解釈者たちは、アウグステイヌスのこの叙述を大きな契機とする解釈史の流れの中にあることになる。しかし、この解釈が、ユダヤ書の著者および読者に共有されていた可能性は極めて低い。

しかしながら他方、旧約・ユダヤ教におけるソドム(および周辺の町)の伝承史的背景には、②の解釈を支持する要素も極めて少ないのである。天使という、人間とは異なる存在との性交を求めたことが、ソドムに下された罰の原

困であるという考え方は、前述のナフタリ遺訓三・四―五からせいぜい読み取ることができる程度である。アセル遺訓七・一には、「主の天使たちをそれと認めずに永遠に滅ぼされたソドム⁽¹⁶⁾」という表現が出てくるが、ここには、性的な意味合いは含まれていない。さらに問題なのは、ユダ書のこの箇所では、ソドムのみならず、ゴモラおよび周辺の町もこの行為に及んだとされていることである。ソドムとゴモラ、そして周辺の町の人々全体が、天使との性的行為に走ろうとしたという伝承は、初期ユダヤ教の中に証言がない⁽¹⁸⁾。

③の解釈、すなわちソドムと偶像崇拜を結びつける考えは、すでに旧約聖書の中に見られる。申命記二九・二三では、ヤハウエ以外の神々に仕えた場合に下される災いが、「ソドム、ゴモラ、アダム、ツェボイムの惨状と同じ」と表現されている。また、ヨベル二二・二三にも同様の考えが見られる――「ソドムの人々が地上から取り去られたように、偶像を崇める者はすべて同様に取り去られるであろう⁽¹⁹⁾」。しかし、偶像崇拜というモチーフとソドムとの結びつきも、初期ユダヤ教文献の中に広く見られるものではない。

ソドムの人々が、創世記六・一―六の天使たちと同様に、神の定めた秩序を逸脱したということを（性的意味合いを含まずに）問題としている箇所を、旧約・ユダヤ教文献から見つけ出すことは困難である。したがって、④の解釈は、伝承史的な背景からは導き出すことができない。

以上のように、旧約・ユダヤ教文献における、ソドム（とゴモラ、および周辺の町々）に関する伝承史を検討した結果として言えるのは、現代の註解書・研究書の多くに支持されている①と②の解釈はいずれも、古代においては広く流布していたものでないということである。少なくとも、ユダ書が書かれたと考えられている紀元一世紀後半においては、ソドムと同性愛とを結びつける考え方は一般的ではなかった。しかし他方、ソドムの人々と天使たちの「異

なる肉体」の性交を問題とする考え方も、広まっていなかった。ましてや、ソドム以外の町々が同じ罪を犯したという伝承は見出されない。したがって、ユダ七節のこの曖昧な表現から読者が直ちに、①か②の意味を読み取れたとは考えにくいのである。同じことは、③と④の解釈についても言えよう。

旧約および初期ユダヤ教文献において、ソドムおよび周辺の町々が言及される際に、強く前面に出てくるモチーフはむしろ、人々の高慢（エゼキエル一六・四四―五八「ソドム」、シラ一六・七―一〇「ロトの居所」、知恵一〇・六一―九「五つの町」、Ⅲマカバイ一・五「ソドム」、ヨセフス『古代史』一・一一・一「ソドム」、そして性的不道徳全般である（エレミヤ一三・一四「ソドム・ゴモラ」、ヨベル一六・五―九「ソドムとゴモラとゼボイムとヨルダンの全域」、レビ遺訓一四・六「ソドムとゴモラ」、ベニヤミン遺訓九・一「ソドム」⁽²⁰⁾）。したがって、ユダ書の読者が我々の箇所を読んだときには、まずこれらのモチーフを念頭においていたと考えられよう。

Ⅱ. ユダ七節の前後関係

次に、「他の肉を追いかけろ」という表現の意味を、その前後関係から考えてみよう。

五―七節は、著者の信仰理解とは異なる教えを説く人々に対して下される神の裁きを、旧約聖書の物語（に基づくユダヤ教の伝承）によって例示している。ここに挙がっている三つの例を梓づけているのは、四節と八節である。したがって、四節と八節に記されていることと、この三つの例との間には、何らかの対応関係があるはずである。

五―七節は、四節の「次のような裁きを受ける……不信心な者たち」を示す例となっている。四節は、論敵の特徴として、「神の恵みをみだらな楽しみに変え」ていること、すなわち放肆な態度、そして、イエス・キリストが唯一の

支配者・主であることの否定、すなわち、キリストへの不従順の二点を挙げてゐる。それゆえ、続く三つの例は、この二点と対応するものを含んでゐるはずである。実際、これらの例をまとめる形で棒の後半をなしている八節は、「身を汚し」⁽²¹⁾ 放埒と、「權威を認めようとはせず」⁽²²⁾ 神的權威への不従順の二点をやはり挙げてゐるのである。

五節は、民数記一四・一―三七の物語を指すと思われる。ここでは、一度は救われながらも、神への信頼をなくし、神の意志に背いたため滅ぼされた人々（二九―三七節）がいたことが想起されている。これは明らかに、神的權威への不従順に相当する。

続く六節は、創世記六・一―四の記事がユダヤ教の中で拡大されていった伝承に基づいてゐる。この伝承も、ユダヤ教文献の中に広く用いられてゐるが、⁽²³⁾ たいていの箇所では、天使たちが人間の女性と性的に交わることで、巨人（ネフィリム）が生まれ、その巨人たちによってこの世に悪がはびこったことが主題となつてゐる（ヨベル四・二二―五・一、ルベン遺訓五・五―七、ダマスコ文書二・一四―二一、外典創世記「IQGenApoc」一・一ほか）。しかし、我々の箇所においては、天使たちが、「自分の領分を守らないで、その住まいを見捨て」たことに対する罰として神が、この天使たちを「永遠の鎖で縛り、暗闇の中に閉じ込め」たと言われている。天使たちが、神から与えられた秩序・戒めに背いたゆえに罰せられたという表現は、ナフタリ遺訓三・五や、ダマスコ文書二・一四以下にも見られるが、我々の箇所と最も良く合致するのは、エチオピア語エノク書六章以下の叙述である。たとえば一二・四では、天使たちのことを指して、「高き天、永遠の聖なる所を去つて女どもと墮落し、人の子らのやつてゐるのと同じことをやり、妻を迎えて地上で墮落しきつた生活をしてゐる天の寝ずの番人」という言い方がされてゐる（一五・三、七も参照）。また、この天使たちに対する罰として、主が天使ラファエルに告げている次の言葉は、我々の箇所との対応が明らか

である——「アザゼルの手足を縛って暗闇に放りこめ。ダドエルにある荒野に穴を掘ってそこにあいつを投げこめ
「……」。審判の大きい日に、彼は炎の中に放りこまれるのだ」(一〇・四一八)⁽²⁶⁾。したがって、ユダ書の著者はこ
で、エチオピア語エノク書の伝える伝承に直接依拠していると見て間違いない。⁽²⁵⁾

だとすれば、六節で問題にされているのは、エチオピア語エノク書が伝える内容、すなわち、天使たちが、神によっ
て定められた、自分のあるべき場所を離れて、人間の女性と性交に及んだ出来事ということになる。人間の女性と性
的関係を持ったということは、ユダ書のテキストには明示されていないが、これは暗黙に前提されていると見るべき
であろう。したがって六節は、性的放埒と、神の権威に対する不従順という、四節で挙げられている二つの点をどち
らも例示していることになる。

七節の「この者たちと同じく」⁽²⁶⁾は、ここでの叙述が、六節との類比で理解されるべきことを示している。⁽²⁷⁾ソドムと
ゴモラ、および周辺の町の人々について問題とされているのはまず、彼らが「姦淫をした」(εκτροπευσαυσι)とい
ことである。天使たちが、本来許されていない性的行為におよんだのと「同じく」、この人々も、性的な不道德に満ち
ていた。これは、前述Ⅰの終りで述べたように、ソドム・ゴモラの伝承史的背景から容易に理解できる。ソドム・ゴ
モラおよび周辺の人々はまず、性的放埒という点において、六節の天使たちと「同じ」なのである。

問題は、「他の肉を追いつめる」をこの関連でどう解釈すべきかということだが、六節との対応関係から考えれば、
神の権威への不従順が何らかの形で意味されているという推測が成り立つ。

この推測を支える論拠となるのは、εκτροπευσι + ομοιω (…を求めて姦淫を行う)の形が、七十人訳において、偶
像礼拝を意味するのに多用されている表現だということである(出エジプト三四・一五、一六、レビ一七・七、二〇・

六、民数一五・三九、申命三一・一六、エゼキエル六・九、二〇・三〇、二三・三〇⁽²⁸⁾。ただし、七十人訳の例においては、*omnes* の後に「他の肉」というような語が続くことはない。他の神々や偶像という語が来る場合がほとんどである。

七節の「肉」(*carne*)は、八節の「肉を汚し」という(新共同訳は「身」と訳しているが、これでは七節とのつながりが不明瞭になってしまう)表現とのつながりから考えれば、人間の肉体を意味していると見て間違いない。

だとすれば、ここでは、ソドムとゴモラおよび周辺の町(の人々)の性的放埒・姦淫という行為が、本来ならば神に忠実に従って生きるべきであるのに、神に背いて他のものへと走ったこととして捉えられているということになるであろう。したがって、「他の肉」とは、人間とは別の肉体(=天使の肉体、という意味ではなく、単に「別の人の肉体」というほどの意味で用いられている表現だと考えられる。⁽²⁹⁾ソドムとゴモラおよび周辺の町の人々は、神に従って生きようとはせず、性的放埒に身を委ね、神を求めずに他人の肉体を求めていたのである。これは、四節で著者が論敵を非難している二つの点と合致する。

三つの例を締めくくり、これを現実の論敵に適用している八節も、以上の解釈と矛盾しない。「夢想家」と新共同訳が訳している *deumulator* という語は、七十人訳においては偽預言者と関連づけられることが多いので、ここでも論敵が「偽預言者」であることを印象づけるために用いられているのであろう。「肉を汚す」と「權威を認めない」が四節と対応していることはすでに述べた。「栄光ある者たちをあざける」は、五・七節に直接対応する要素がなく、むしろ九節以下の導人的役割を果たしている。これは、「(神的)權威を認めない」を、現実の論敵に適用する形で言い換えた表現と理解するのが適切であろう。つまり、ユダ書の論敵が、天使の存在に対して否定的であったのを著者は、

神的權威の拒絶と捉えていたのである。

以上の考察の結論として出てくるのは、文脈上の議論も、Iの伝承史的議論と同じ方向を示しているということである。冒頭に挙げた解釈①から④のいずれも、当該箇所の前後関係から支持されるものではない。七節で問題になっているのは、ソドムとゴモラおよび周辺の町の人々の高慢・不敬虔（神的權威への不従順）と性的放埒であり、「他の肉を追い求める」もそのつながりで、すなわち「別の人の肉体を求めて（姦淫する）」という意味で理解するのが適切である。ここに、同性愛や、天使との性交といったモチーフを読みこむ必要はない。

結論

伝承史的背景の考察（I）と、文脈上の考察（II）は、同一の結論を指し示している。「他の肉を追い求める」とは、同性愛を意味しているのでもなければ、天使と人間との性的行為を表しているのでもない。この表現は、「姦淫をなし、異なる肉を追い求める」で一つの意味をなしている。すなわち、ソドムとゴモラおよび周辺の町の人々は、神の權威を認めてこれに服従するということをせず、神に背いた生き方、すなわち性的放縦に身を委ねる生き方をした。彼らは、神を追い求めるのではなく、「他の（人間の）肉体を追い求めた」のである。そこに、これらの町が神の罰を受けた原因があった。

註

(1) 小林稔「ユダの手紙」、『パウロの名による書簡・公同書簡・ヨハネの黙示録』（新約聖書V）、岩波書店、一九九六

年、一八〇頁および同頁註四。
(2) 速水敏彦「ユダの手紙」、『新其同訳・新約聖書注解II』、教団出版局、一九九一年、四七九頁。速水は、八節の「身を

- 汚す」も、同性愛への言及を取る方向に傾いている。
- (3) C. Bigg, A Critical and Exegetical Commentary on the Epistle of St. Peter and St. Jude (ICC, Edinburgh 1901, 329ff.; M. Green, The Second Epistle General of Peter and the General Epistle of Jude (TNTC), Leicester 1968, 166; J. N. D. Kelly, A Commentary on the Epistles of Peter and Jude (BNTC), London 1969, 258ff.; "It is probably legitimate (see on 8) to infer that he [sc. Jude] is slyly accusing the innovators of homosexual practices"; S. J. Kistemaker, Exposition of the Epistles of Peter and of the Epistle of Jude (NTC), Grand Rapids, MI 1987, 381ff.; J. A. Loader, A Tale of Two Cities, Sodom and Gomorrah in the Old Testament, Early Jewish and Early Christian Traditions, Kampen 1990, 123ff.; J. Moffatt, The General Epistles, James, Peter, and Judas (MINTC), London 1928, 233; J. H. Neyrey, 2 Peter, Jude (AB 37c), New York a. o. 1993, 61; E. M. Sidebottom, James, Jude, 2 Peter (NCB), Grand Rapids, MI/London 1967, 86. ノートと註釋
- ④⑤⑥⑦⑧ J. Combaut, Les Epitres de Saint Jacques et de Saint Jude (SBI), Paris 1973, 306.
- (4) H. Frankemölle, 1. Petrusbrief, 2. Petrusbrief, Judasbrief (NEB 18/20), Würzburg 1987, 135; J. Michl, Die katholischen Briefe (RNT), Regensburg 1968, 80; H. Paulsen, Der Zweite Petrusbrief und der Judasbrief (KEK XII/2), Göttingen 1992, 64; E. Schweizer, Art. *agafē*, ThWNT VIII (1964) 144; H. Windisch-H. Preiser, Die katholischen Briefe (HNT 15), Tübingen 1951, 41. A. Vögtle, Der Judasbrief/Der 2. Petrusbrief (EKK XXII), Solothurn u. Düsseldorf/Neukirchen-Vluyn 1994, 45 46 の註釋と註釋註。英註釋の研究は、この立場を取る ④⑤⑥⑦⑧ R. J. Bauckham, Jude, 2 Peter (WBC 50), Waco, TX 1983, 54.
- (5) B. Reicke, The Epistles of James, Peter, and Jude (AB 37), New York 1964, 199. "flesh" (as in I Pet 1:24) denotes human society and its violent attempts at self-exaltation".
- (6) A. F. J. Klijn, Jude 5 to 7, in: W. C. Weinrich (Ed.), The New Testament Age (FS B. Reicke) I, Macon 1984, 237-244; 238ff.; G. Sellin, Die Haretiker des Judasbriefes, ZNW 77 (1986) 206-225; 216. 彼らによれば、この節の例は、神がすでに定められた自分たちの位置・領域を離れ去らうとしたことが問題とされているのである。ただし *Klijn* は、性的意味合いを完全に排除している。
- (7) The Oxford English Dictionary, vol. XV, 1989, 925 45 sodomy 及びその註釋について。"An unnatural form of sexual intercourse, esp. of one male with another", 44 45 現代のオックスフォード語彙 45 "猥褻"を意味する (A. Kirchness u. a. [bearb.], Deutsches Fremdwörterbuch,

- Bd. IV, Berlin/New York 1978, 246: "ausschließlich) Unzucht von Menschen mit Tieren")⁹⁾
- (8) *H. L. Strack/P. Billerbeck*, Kommentar zum Neuen Testament aus Talmud und Midrasch III, München 1926, 785: "Als das eigentliche Laster Sodoms galt Unzucht, speziell die Päderastie, die überall gemeint ist, wo von den sodomitischen Sünden oder von der Sünde Sodoms geredet wird".
- (9) A・Bとどう記号は、R・H・チャールズによる。小本・広本とどう名称は、森安達也(「スラム語エノク書」『聖書外典偽典』「教文館」一九八五年「第四版」)の「五一―五二頁(う・あ・い・〇頁)による」。
- (10) *P. Sacchi*, Art. Henochgestalt/Henochliteratur, TRE 15 (1986) 42-54, 48-50; 森安 前掲書「二二〇―二二二頁参照」に「たはろ」*F. I. Anderson* 2 (Slavonic Apocalypse of Enoch, in: J. H. Charlesworth (Ed.), *The Old Testament Pseudepigrapha*, vol. I, New York a. o. 1983, 91-222; 93f. は、広本のみに残されている章句の中に「より古し伝承が含まれてゐる可能性を考慮すべきことである」。
- (11) e. g. *Lodder*, 81; *H. Koester*, NOMOZ ΦΥΣΕΩΣ: The Concept of Natural Law in Greek Thought, in: J. Neuner (Ed.), *Religions in Antiquity. Essays in Memory of E. R. Goodenough*, Leiden 1968, 521-541; 531.
- (21) *W. Whiston* (Complete Works of Flavius Josephus,
- London 1960) 廿「うなき "abused themselves with sodomitical practices" と訳してゐるが「正しくなく」*H. St. J. Thackeray* (Josephus IV: Jewish Antiquities, Books I-IV, LCL, Cambridge/London, 1930) の "declined all intercourse with others" とどう訳の方が適切である」。
- (23) GenR 50:7: "R. Menahema said in R. Bibi's name: The Sodomites made an agreement among themselves that whenever a stranger visited them they should force him to sodomy and rob him of his money" (tr. *H. Freedman*, *Midrash Rabah* Genesis vol. 1), 同「三六・五」は、ソドム・モモラについて述べているわけではない。
- (14) *R. Heiligenthal*, Zwischen Henoch und Paulus (TANZ 6), Tübingen 1992, 40; *Baucham*, 54.
- (15) 上のマウズヌタヌスの解釈は「Lodder, 136を参照」。
- (16) 茂川・土岐訳「十二族長の遺訓『聖書外典偽典』」の「教文館」一九八三年(第三版)「三三七頁」。
- (17) *Lodder*, 82.
- (18) *Vogtle*, 43-45 は、この点を正しく指摘している。
- (19) 村岡崇光訳「ヨセル書」『聖書外典偽典』4, 教文館、一九八六年(第五版)「八六頁」。
- (20) 新約では、ソドムの人々の、町を訪れた見知らぬ人に対するひどい扱いが範例的に取り上げられている。マタイ一〇・一二「ルカ一〇・一二」参照。

- (21) 八節には、四節にない要素として、「栄光ある者たちをあ
びける」が入っている。これについては後述参照。
- (22) 五節の *arab* (二度) には、本文批評上の問題がある。こ
の語はおそらく、元来は *on* 節の前「全てを」(*acuta*) の
直前にあったが (*edobus arab habu on*)、写本家が、「二
度目には」という表現との対応を考えて、これを *on* 節の中
に取り込んだものと見られる (B. M. Metzger, A Textual
Commentary on the Greek New Testament, New York
1964, 657f. に付された、委員会の判断とは異なる Metzger
自身の見解を参照)。しかし、「二度目には」という言い方
が既に、「最初は救われたけれども」という考えを暗然に前
提していると見ることができよう (Klijn, 240)。
- (23) *Baucham*, 51 参照。
- (24) 訳はいずれも、村岡崇光「エチオピア語エノク書『聖書
外典偽典』4」による。
- (25) *Vögle*, 40; *Heiligenthal*, 75-78; *Baucham*, 51 はか参照。
- (26) *toiros* (この者たち) は、六節の天使たちを指す。ソド
ムやコモラの町を指すのではない (*Vögle*, 42 n. 54 参照)。
- (27) 創世記六・一―四に基づく伝承と「ソドム」(・コモラ)
の伝承とは、しばしば組み合わせて取り上げられる (シラ
一六・七―八、ヨベル二〇・五―六、Ⅲ マカバイ二・四―
五、ナフタリ遺訓三・四―五参照)。
- (28) *Klijn*, 242f.; *Windsch-Pretker*, 41 がこのことを指摘し
てゐる。
- (29) 「異なる」(*erros*) が、別の「を意味する用例は、新約の
中にも見出される。Bauer/Aland, Griechisch-deutsches
Wörterbuch, s. v. 参照。
- (30) ただし、現実の論敵が本当に性的放埒に身を委ね、神に
背いていたとは結論できない。この種の批判は、論駁の際
の修辭的な手段として理解されるべきである。
- (31) 著者が、「ソドムの人々がなした特別な行為だけでなく、
も」と一般的に、猥褻な振舞いについて語っている」とい
う *Vögle*, 46 の見解は正しい。もっとも *Vögle* は、「他の
肉を追い求める」という表現の意味については明確な説明
をしていない。